

平成18年11月27日

コンテンツをめぐる課題に関する意見

コンテンツ専門調査会
委員 原田 豊彦

1 コンテンツの複製とプロテクションシステムについて

You Tube は誰でも自由に映像を投稿できるサイトだが、放送番組の著作権を侵害した違法な投稿は後を絶たない。こうした状況が続くと、日本のクリエイター、実演家、放送局、映画会社などは、You Tube に無償でコンテンツを提供し続けることと同じになり、日本のコンテンツ産業にとってのメリットはほとんどないと考える。

You Tube に投稿されている放送番組は、簡単にコピーをすることができコピーを重ねることによって画質が劣化するアナログ映像と思われる。しかし、こうした違法状態をデジタル映像時代にも放置したとすると、IP 伝送技術の急速な発達とあいまって、デジタル放送並みの高画質で投稿、視聴できる「新しい形の You Tube」が、次々と誕生する可能性を否定できない。

著作権侵害という違法性をアピールして、ユーザーの良心に訴えたり、啓蒙したりするだけでは問題は解決しない、ということを私たちは You Tube 問題で再認識させられた。その意味から、デジタル放送におけるプロテクションシステムは、可能な限り漏れがないものにしていただきたいと考える。

日本がコンテンツ大国を目指す中で、コンテンツ業界や実演家が不利をこうむるようなプロテクションシステムとならないよう万全の配慮が必要と思われる。また、プロテクションシステムが万が一破られた場合の法的措置や救済制度など、コンテンツに関わるすべての権利者が安心できる制度設計をお願いしたい。

2 権利者不明の場合のコンテンツ流通にむけて

過去に放送した番組などの流通を進めるためには、出演者など権利者が不明の場合であっても、一定の条件の下で権利処理手続きの責任を軽減できる制度などの検討が必要だと考える。

その上で、以下に記すように、制度に基づく第三者機関の設置も検討すべきではないか。

番組の出演者はプロの実演家だけではなく一般の方々であることも多く、また「出演者のとなりに映っていた」というような場合も想定される。コンテンツの展開にあたって、肖像権も含めてすべての権利処理を事前に行うマルチ展開は、実演家においては可能であろうが、一般の方々を対象にした場合は難しいのが現実である。

例えば、NHKでは過去に放送した番組をもう一度放送しようとした際に、出演した一般の方々を探し権利処理を行う作業があまりにも困難なゆえに、放送を断念したケースもある。

これらの問題に対応するため、コンテンツの展開後に権利者からの申し出を受け付け、放送局との間で客観的に処理を行う機関が、実態上は必要となると思われる。

また、現在では、ごく一部の権利者が自らの権利を許諾しない場合は、コンテンツの展開ができない。許諾しない理由が正当なものかどうかをめぐって交渉に時間を費やすうちに、“旬”を逃し、コンテンツの価値が下がって結局は流通しない、という事態もありうる。

権利者不明や権利拒否者がいる場合には、大半の権利者の了解が得られればそのコンテンツの流通を可能とし、一方では、不明者や拒否者の権利保護のためにも第三者機関による裁定制度を活用してはどうか、と考えるものである。

なお、第三者機関は、放送事業者やコンテンツ流通を行う通信事業者などが供託金を積んで運営するイメージである。

以上